

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり  
生活保護の申請は、国民の権利です。

せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい  
生活保護を必要とする可能性は、どなたにもありますので、  
そうだん  
ご相談ください。

かまがやしけんこうふくしぶしゃかいふくしか ほ ごだいいちがかり ほ ごだいにがかり  
《鎌ヶ谷市健康福祉部社会福祉課 保護第一係・保護第二係》

ゆうびんばんごう  
【郵便番号】 〒273-0195

じゅうしょ  
【住所】 かまがやししんかまがや  
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

でんわ  
【電話】 047(445)1298

【F A X】 047(445)2113

【E-mail】 hogo@city.kamagaya.chiba.jp

れいわ ねん がつ さくせい  
令和8年2月 作成

## 【 もくじ 】

	ページ
1 <small>せいかつ ほ ご</small> 生活保護とは	2
2 <small>せいかつ ほ ご げんそく</small> 生活保護の原則	3
3 <small>せいかつ ほ ご う まえ</small> 生活保護を受ける前に	4
4 <small>せいかつ ほ ご き</small> 生活保護が決まるまで	6
5 <small>せいかつ ほ ご う きじゅん</small> 生活保護を受けられる基準	7
6 <small>せいかつ ほ ご しゅるい</small> 生活保護の種類	9
7 <small>せいかつ ほ ご う ばあい ほしょう</small> 生活保護を受けた場合の保障など	10
8 <small>せいかつ ほ ご う ばあい まも</small> 生活保護を受けた場合に守らなければならないこと	10
9 <small>びょういん</small> 病院にかかるとき	12
10 <small>かいごほけん う</small> 介護保険サービスを受けるとき	14
11 <small>せいかつ ほ ご ひ へんかん</small> 生活保護費の返還	15
12 <small>せいかつ ほ ご けってい ふふく</small> 生活保護の決定に不服があるとき	17
13 <small>たんとうしょくいん やくわり</small> 担当職員の役割	17
14 <small>せいかつ ほ ご う ばあい げんめん</small> 生活保護を受けた場合に減免などがされるもの	18
参考 <small>さんこう</small> <small>せいかつ ほ ご う てつづ ひつよう しよるい</small> 生活保護を受けるための手続きに必要な書類	19

# 1 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条に基づいて、国が暮らしに困っている世帯に対してその状況に応じて必要な金銭給付などを行い、最低限度の生活を保障する制度です。また、その世帯が自分の力で生活できるよう支援を行います。なお、日本国籍を有しない方は生活保護を受けられませんが、適法な在留資格のある方に限り、生活保護に準じた取扱いをします。また、この権利は憲法第11条で保障されています。

## 【日本国憲法】

### 第11条

#### < 基本的人権 >

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 第25条

#### < 生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務 >

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## 2 生活保護の原則

生活保護には、次のような原則があります。

### (1) 申請保護の原則

生活保護は、本人やその家族、またはその親族からの申請に基づいて開始します。(生活保護申請の意思確認を行い、申請の意思を表明された方に申請書を交付します。)

ただし、緊急の切迫した状況にあるときは、申請に基づかず職権で開始することがあります。

### (2) 基準及び程度の原則

生活保護の金額は、国において決定された基準により決められ、年齢・世帯構成・所在地・健康状態などにより、それぞれに必要な保護を行います。

### (3) 世帯単位の原則

同居している全員をひとつの世帯として生活保護を行います。ただし、特別な事情がある場合は、同一世帯から一部の人だけを保護することもあります。

### 3 生活保護を受ける前に

#### (1) 能力の活用について

働ける人は、その能力に応じて働いてください。

#### (2) 資産の活用について

お持ちの資産は生活のために活用してください。

預貯金や貯蓄性の高い生命保険（一部学資保険などは除く）は生活のために活用してもらい、自家用車、居住するのに必要ではない不動産（土地、建物）、宝石、貴金属類などは、処分していただくことになります。

なお、個別の事情によっては、保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

#### (3) 扶養義務者の援助の活用について

親族（親、子、兄弟姉妹など）から金銭・精神的援助を受けることができるかどうか確認をしてください。

#### (4) 他法他施策の活用について

年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けてください。

## (5) 負債<sup>ふさい</sup>について

生活保護費<sup>せいかつ ほ ご ひ</sup>から借金<sup>しゃっきん</sup>を返済<sup>へんさい</sup>することは、原則<sup>げんそく</sup>として認め<sup>みと</sup>られませんので、  
債務整理<sup>さいむせいり</sup>や破産<sup>はさん</sup>手続き<sup>てつづ</sup>などを検討<sup>けんとう</sup>し、法律<sup>ほうりつ</sup>の専門家<sup>せんもんか</sup>などに相談<sup>そうだん</sup>してください。  
同様に、住宅ローン<sup>どうよう じゅうたく</sup>が残<sup>のこ</sup>っている不動産<sup>ふどうさん</sup>に住<sup>す</sup>んでいる場合<sup>ばあい</sup>、生活保護費<sup>せいかつ ほ ご ひ</sup>  
で住宅ローン<sup>じゅうたく</sup>を返済<sup>へんさい</sup>することは原則<sup>げんそく</sup>として認め<sup>みと</sup>られませんので、何か事情<sup>なに じじょう</sup>  
があるときはご相談<sup>そうだん</sup>してください。

※暴力団員<sup>ぼうりょくだんいん</sup>からの生活保護<sup>せいかつ ほ こ</sup>の申請<sup>しんせい</sup>に対しては、結果<sup>けっかてき</sup>的に公費<sup>こうひ</sup>が暴力団<sup>ぼうりょくだん</sup>の  
資金源<sup>しきんげん</sup>になることや、収入<sup>しゅうにゅうげん</sup>減<sup>ふめい</sup>が不明<sup>ほ こ</sup>なことから保護<sup>ようひ</sup>の要否<sup>はんてい</sup>が判定<sup>はんてい</sup>できない  
などの理由<sup>りゆう</sup>により、申請<sup>しんせい</sup>を却下<sup>きやつか</sup>するなど、厳正<sup>げんせい</sup>に対応<sup>たいおう</sup>します。

## 4 生活保護が決まるまで

(1) 相談 → (2) 申請 → (3) 調査 → (4) 決定

### (1) 相談

生活保護の相談は、本人、扶養義務者又は同居の親族がおいでください。

生活に困っていることなど、具体的にお話しを伺います。立ち入ったこともお聞きしますが、他の人に漏らすようなことはありません。

### (2) 申請

申請は、原則として社会福祉課の窓口で受け付けています。

来所しての申請が難しい場合には、ご相談ください。

### (3) 調査

申請後、ご自宅を訪問して生活状況などを調査します。その他、関係先

(銀行や生命保険会社など) 調査、扶養調査、病状調査を行い、保護を受けられるための要件について調査します。

ただし、扶養義務者であっても援助が期待できない場合やDV・虐待により居所を知られたくない場合などには、扶養調査を行わないこともあります。

特別な事情がある場合には、ご相談ください。

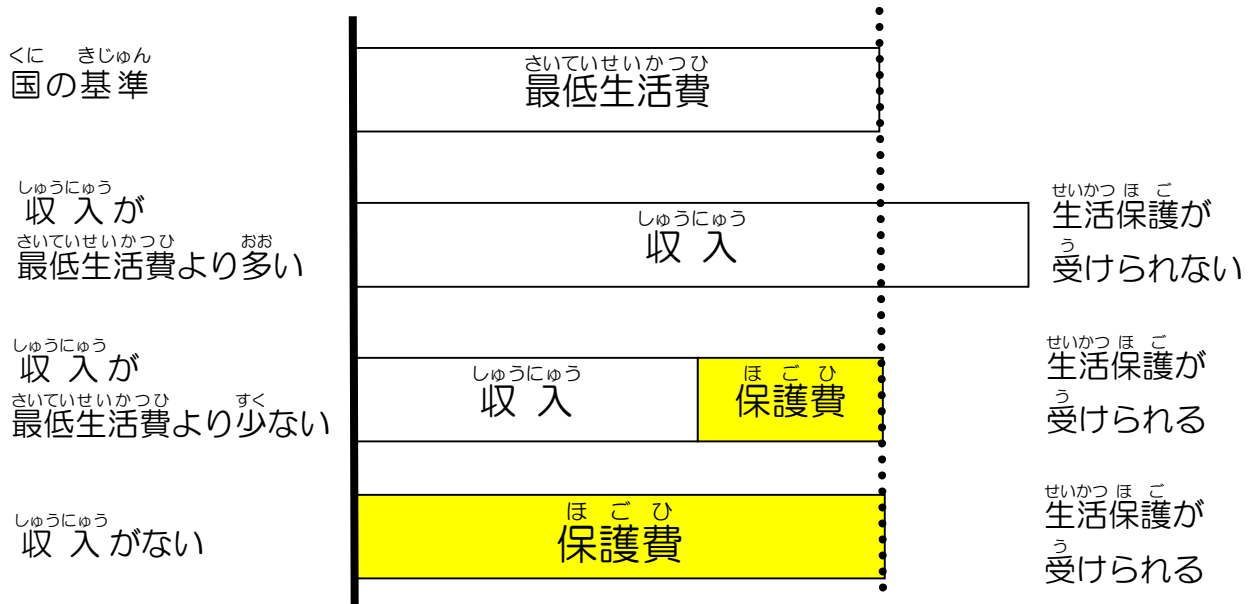
### (4) 決定

調査に基づき、結果を書面でお知らせします。生活保護が受けられる場合

には「保護決定通知書」、生活保護が受けられない場合には「保護申請却下通知書」によりお知らせします。申請した日から14日以内(調査に時間を要したときは30日以内)に決定します。

## 5 生活保護を受けられる基準

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして、国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。



### (1) 最低生活費とは

国で定めた生活費の基準による1か月の生活費を最低生活費といいます。

最低生活費は、世帯の人数、年齢などより計算されます。

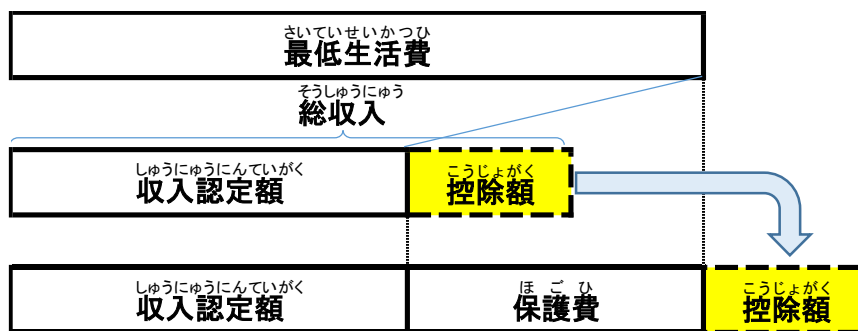
## (2) 収入とは

収入とは、給料・年金・手当・仕送り・臨時的収入など世帯に入っ

たすべてのものをいいます。

なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一定額の控除を行う特別な取り扱いがあります。

### 【就労収入の控除について】



## 6 生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。

### (1) 生活扶助

食費、衣料費、光熱水費などの日常生活に必要な費用

### (2) 住宅扶助

家賃、地代、更新料、住宅補修に必要な費用

### (3) 教育扶助

小中学生に必要な学用品費、給食費

### (4) 医療扶助

けがや病気の治療に必要な費用、眼鏡やコルセットなどの治療材料費、

通院に必要な交通費

### (5) 介護扶助

介護保険サービスを受けるときの費用

### (6) 出産扶助

出産に必要な費用

### (7) 生業扶助

高等学校の就学費用、仕事に就くための費用、技術を身につける

ために必要な費用

### (8) 葬祭扶助

葬儀の費用

※各種扶助費は、国の定めた基準により支給されます。

## 7 生活保護を受けた場合の保障など

生活保護を受けた場合に保障される事項は、次のとおりです。

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- (2) 生活保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

## 8 生活保護を受けた場合に守らなければならないこと

### (1) 生活について

- ① 働ける人は能力に応じて働いてください。制度上、働ける仕事があるのに、これに就かないことは、原則として認められません。何か事情あるときは、相談をしてください。
- ② 病気の方は、医師の指示に従って治療し、健康になるように努めてください。
- ③ 支給されたお金は計画的に使い、より良い生活ができるよう努めてください。
- ④ 生活保護を受けている期間は、原則として自動車（オートバイなども含みます。）の運転が禁止されます。
- ⑤ お金を借りた場合は、原則として収入とみなされますので、生活が苦しいときは必ず相談してください。
- ⑥ 適正な生活保護を行うために、定期的に担当職員が家庭訪問し、面接いたしますので、ご協力ください。
- ⑦ 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

## (2) 届出について（生活保護法第61条）

つぎ ばあい すみ とど で  
次の場合は、速やかに届け出てください。

- ① 給与、年金、手当、仕送りなどを受け取れるようになった場合、その金額が増えたり減ったりした場合

こうこうせい しゅうにゅう とどけ しゅうにゅうしんこく ひつよう せいかつ  
高校生のアルバイト収入なども届出と収入申告が必要です。生活  
ほごひ けいさん せたいぜんいん しゅうにゅう おこないます こじん え  
保護費の計算は世帯全員の収入から行います。個人で得た収入であ  
っても世帯の生活費として使用しなくてはなりません。

こうこうせい しゅうにゅう さいみまん こうじょ ひと  
高校生のアルバイト収入については、20歳未満の控除が認められ  
るうえ、「修学旅行費やクラブ活動費などの就学に必要なと判断され  
る最小限度の額」や「大学や専門学校などへの入学に必要なと判断さ  
れる最小限度の額」を収入として認定しない取り扱いをすること  
も可能ですので、必ず申告してください。

- ② 仕事を始めたり、変わったり、辞めたりした場合

- ③ 家賃や地代、住所が変わった場合

てんきょ きぼう ばあい かなら じぜん そうだん  
※転居を希望する場合には、必ず事前にご相談ください。

- ④ 世帯員が増えたり、減ったりした場合

- ⑤ 健康保険（各種健康保険組合）が使えるようになった場合、または、  
使えなくなった場合

- ⑥ その他、生活状況が変わった場合

（出生、死亡、結婚、妊娠、入退院、入退学など）

## 9 病院にかかる時

(1) 生活保護により医療機関で治療を受けるときは、社会福祉課で発行する『医療券』が必要となりますので、『医療券』を受け取り、医療機関の窓口で『医療券』を提出してください。来庁が難しく、郵送を希望する場合には、担当職員へご相談ください。

(2) 『医療券』の代わりに「マイナンバーカード」を持参することで治療を受けることができます。ただし、医療扶助オンライン資格確認に対応している医療機関が対象です。

また、利用にあたっては担当職員への事前連絡とマイナポータルでの健康保険証利用登録が必要になります。

(3) 医療機関には、『医療券』を使用できる医療機関と使用できない医療機関とがあります。

『医療券』が使用できない医療機関で治療を受けたときは、医療費を実費で払わなければならないことがありますので、事前に担当職員に確認ください。

(4) 同じ症状で2か所以上の病院にかかることは、原則として認められません。

(5) 健康保険（国民健康保険を除く。）に加入している方は、社会保険を利用して病院に受診していただくため、事前にお申し出ください。

また、自立支援医療制度など他に利用できる制度は生活保護よりも優先して利用してください。

(6) 移送に関する費用（通院費）については、最小限度の日数、経済的かつ合理的な経路及び交通手段の限りにおいて支給できるため、事前にご相談ください。

また、障害者手帳による公共交通機関の運賃割引について、ご確認ください。

(7) 病院から処方される医薬品については、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が原則となります。

(8) 急病などの緊急時や夜間休日などの閉庁時で、事前に担当職員に連絡できないときは、医療機関に生活保護を受給している旨を伝えて受診し、その後、市役所の開庁時に速やかに担当職員に連絡してください。

## 10 介護保険サービスを受けるとき

次のいずれの場合も介護認定を受ける必要があります。

(1) 65歳以上の方（原因を問わず介護や支援が必要な方）

介護保険サービスを利用することができ、介護保険の自己負担分（利用額の1割）は、介護扶助として支給されます。

(2) 40歳以上65歳未満の方（脳血管疾患などの特定疾病の方）

特定疾病（脳血管疾患、初老期認知症などの16種類）が原因で介護が必要になった方も、65歳以上の方と同様のサービスを介護扶助で利用することができます。

※障害者手帳、自立支援医療受給者証、千葉県特定医療費受給者証などをお持ちの場合、障害福祉サービスと介護保険で重複するサービスについては、障害福祉サービスの利用が優先されます。

## 11 生活保護費の返還

### (1) 資力がありながら生活保護を受けた場合の費用返還

資力があるにもかかわらず、急迫した事情などにより生活保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費などを含む）を速やかに返還しなければなりません。以下は具体的な例です。

- ① 交通事故などで損害賠償を受けたとき
- ② 生命保険などの保険金などの支払いを受けたとき
- ③ 不動産（土地や家屋）などが売れたとき
- ④ 年金や手当などをさかのぼって受け取ったとき

### 生活保護法 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

### (2) 不正受給の費用徴収と罰則

届出を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をして不正に生活保護を受けたりした場合、すでに支給された生活保護費（医療費などを含む）を徴収することになります。この場合、収入を正しく申告した場合に受けられる控除などの適用はありません。

更に、給与明細書の偽造や改ざんなどの不正の手段が悪質な場合には、警察へ告訴や告発することがあります。

せいかつほごほう だい じょうだい こう ひょうとう ちょうしゅう  
生活保護法 第78条第1項（費用等の徴収）

ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう また たにん う  
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせ  
もの  
た者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その  
ひょう がく ぜんぶまた いちぶ もの ちょうしゅう  
費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額  
に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

せいかつほごほう だい じょうだい こう ばつそく  
生活保護法 第85条第1項（罰則）

ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう また たにん う  
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせ  
もの ねん い か ちょうえき まんえん い か ばつぎん しょ  
た者は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。ただし、  
けいほう めいじ ねんほうりつだい こう せいじょう けいほう  
刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

## 12 生活保護の決定に不服があるとき

生活保護の決定（申請却下、変更、停止、廃止）及び実施に関する処分に不服がある場合には、千葉県知事に対して徴収金の決定に関する処分に不服がある場合は鎌ケ谷市長に対して、決定を知った日の翌日から3か月以内に審査請求をすることができます。

ただし、処分のあった日の翌日から1年を経過したときは審査請求をすることができません。

なお、日本国籍を有しない方は、審査請求について取扱いが異なりますので、ご相談ください。

## 13 担当職員の役割

担当職員（ケースワーカー）は、あなたの世帯の自立助長と適正な保護実施のために、必要な調査や助言・支援をおこなう社会福祉課の職員です。生活保護が開始されると、担当職員（ケースワーカー）が定期的に家庭訪問し、家庭の生活状況をうかがったり、いろいろな相談に応じたりします。生活上の問題などがありましたら、担当職員（ケースワーカー）にご相談してください。相談いただいた内容については、固く秘密を守ります。

## 14 生活保護を受けた場合に減免などがされるもの

生活保護を受けた場合、申請や届出をすることによって、次のような税金や利用料などが減額・免除されます。福祉事務所にご相談ください。

- 市・県民税
- 固定資産税・都市計画税
- 国民健康保険料・後期高齢者医療制度保険料（資格喪失手続き）
- 国民年金保険料
- 粗大ごみ処理手数料
- 保育料（学童保育含む）
- し尿収集手数料
- 上下水道料金
- NHK放送受信料
- 住民票の写しや印鑑証明、戸籍謄本などの各種証明書発行手数料

## 参考 生活保護を受けるための手続きに必要な書類

※資料がなくても申請は可能です。円滑な調査のために必要となりますので、  
ご協力をお願いいたします。

□ マイナンバーカードまたは通知書

□ 預貯金の通帳（世帯員全員のもの・最新の履歴が記帳済みのもの）

□ 扶養義務者（親、兄弟姉妹、子ども）の情報 → 氏名、続柄、住所、  
電話番号

□ 健康保険証（国民健康保険、社会保険など）、医療機関の診察券

□ 介護保険の被保険者証

□ 年金に関する書類（年金手帳、年金証書、年金決定通知書など）

□ 前3か月の給与明細書、給与証明書

□ 児童手当決定通知書、児童扶養手当証書

□ 母子手帳

□ 賃貸住宅の賃貸借契約書、家賃証明書、地代の証明書

□ 土地建物の登記事項証明書、権利書

□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

□ 自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証

□ 保険証書（生命保険、自動車保険、学資保険など）

□ 雇用保険受給資格者証、失業給付金の支払状況書

□ 傷病手当金支給決定通知書

□ 自動車検査証

□ 在留カード（外国籍の方）

□ その他（ ）